第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年四月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年三月三十一日

福岡市博多区住吉一丁目二番二五号

福岡地所株式会社

代表取締役　石井　歓

新規信託分割の公告

東急不動産株式会社及び三井住友信託銀行株式会社間の平成二十四年六月十三日付不動産管理処分信託契約書受益権譲渡制限付（東京機械本社ビル）に基づき設定された信託を、平成二十六年五月三十日付で新規信託分割しますので公告します。

この分割に対し異議ある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託についての信託契約の当事者

当初委託者

東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番二号

東急不動産株式会社

委託者（受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の地位を承継した委託者）兼受益者

東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番三号

アクティビア・プロパティーズ投資法人

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等

従前の信託の年月日は、平成二十四年六月十三日です。

信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―三七三四

平成二十六年三月三十一日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所

東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　千葉　達也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年三月二十四日付官報の号外第六十二号五十五頁に掲載されています。

平成二十六年三月三十一日

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二〇号

タムウイールヴュー・ジャパン・コマーシャル・ワン特定目的会社

取締役　兼山　嘉人

京奈和砕石場拡張事業に係る奈良県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書についての公告

奈良県環境影響評価条例（平成十年奈良県条例第十一号）第五条の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という）を作成しましたので、同条例第七条に基づき、以下のとおり公告します。

一、事業者の氏名及び住所

名称　山本商事株式会社

代表者の氏名　山本　健二

主たる事務所の所在地

奈良県御所市大字古瀬一二三四番地の一

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　京奈和砕石場拡張事業

種類　土石採取事業の変更の事業

規模　対象事業実施区域の面積

約五十一．一ｈａ

三、対象事業実施区域

奈良県御所市大字古瀬四八〇番地他七十二筆

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

奈良県御所市、高市郡高取町、吉野郡大淀町

五、方法書の縦覧場所、期間及び時間

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課、奈良県御所市クリーンセンター環境政策課、奈良県高市郡高取町役場住民福祉課、奈良県吉野郡大淀町役場環境整備課、山本商事株式会社本社内受付

平成二十六年三月三十一日（月）から

平成二十六年四月三十日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前九時から午後五時

（会場によっては異なる場合があります。）

六、意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、事業者に対し、左記の記載事項を記入した書面による意見書の提出により、これを述べることができます。

㈠　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所

㈡　意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称

㈢　方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

その他必要事項

用紙規格　日本工業規格Ａ列４番とする。

提出方法　郵送または持参による。

意見書の提出期限及び提出先

七、

提出期限　平成二十六年五月十四日（必着）

提出先　〒六三九―二二五四　奈良県御所市大字古瀬一二三四番地の一　山本商事株式会社　業務管理部部長　松本　明博

平成二十六年三月三十一日

奈良県御所市大字古瀬一二三四番地の一

山本商事株式会社

代表取締役　山本　健二

市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、所沢市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う市営住宅等の名称

所沢市営住宅条例施行規則（平成九年十二月二十六日規則第四十二号）別表に掲げる市営住宅等

三　管理の内容

イ　法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ　市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四　管理を行う期間

平成二十六年四月一日から

平成三十一年三月三十一日まで

平成二十六年三月三十一日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号

埼玉県住宅供給公社

理事長　前田　一彦

公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　北九州市に代わって公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行う者

北九州市住宅供給公社

二　一で定める者が行う公営住宅等の管理の内容

イ　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて公営住宅等の管理を行うこと。

ロ　その他イに付随する業務を行うこと。

三　一で定める者が公営住宅等の管理を行う期間

平成二十六年四月一日から

平成三十一年三月三十一日まで

平成二十六年三月三十一日

北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号

北九州市住宅供給公社

理事長　渡辺　公雄

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月三十一日付第六九号一
七一号一〇四ページ●同日
●同日付政府調達第五八号
四四ページ●同日付第七〇号三二〇ページ●同日付第七二号一九二ページ●同日付第七三号一六ページ
四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）